

**業界は43年間に売上1/3**

旭酒造  
社長就任直前10年、1/3の売上に下落

**その後、33年間で数量36倍・金額110倍**

山奥の過疎地だから

県内で米が入らず

杜氏がFA宣言

過去10年間売れなかった商品を  
売れなかった取引先を通して  
売れなかったお客に  
一生懸命売る努力をしていた

宅急便の出現・コピー・ワープロの低価格化

大量販売の論理からお客様の幸せ志向商品に

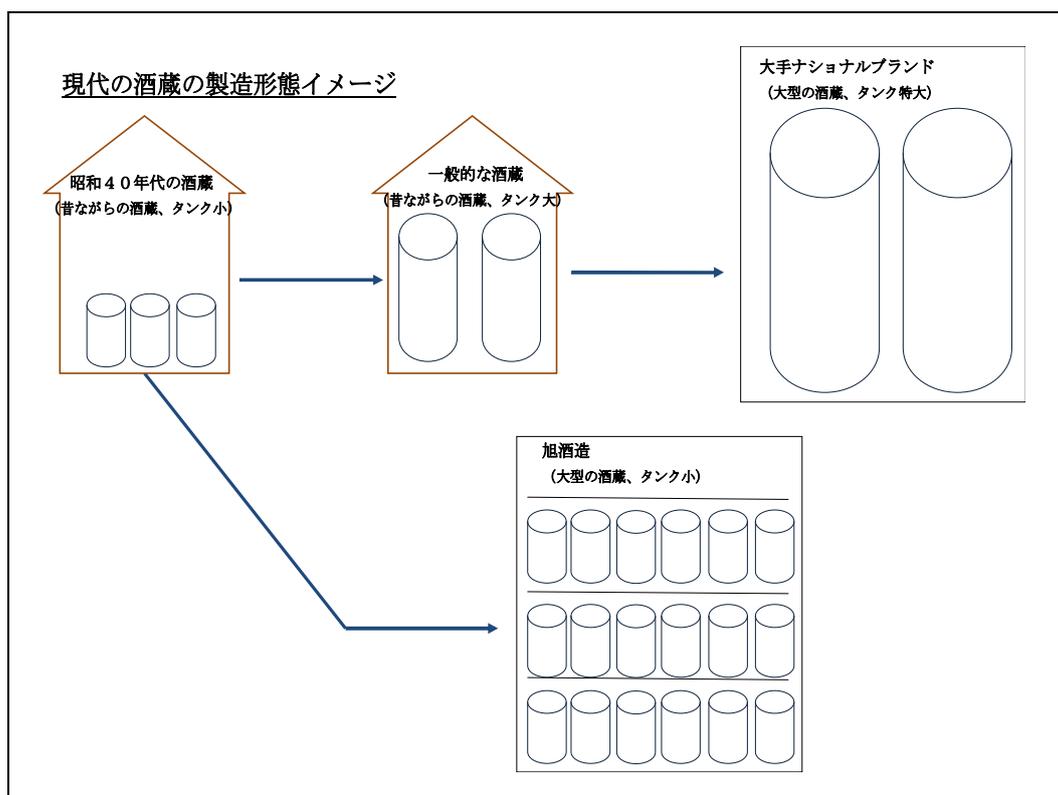
## 四季醸造体制の確立

一番良い状態のお酒をお客様に・販売の増減にも柔軟に対応



ただ頑張るから良い酒の出来る酒造り

美味しくなければ酒は価値なし



既存の市場にこだわらない

売れる酒屋にだけ販売

製販同盟

マーケットの中心を攻める

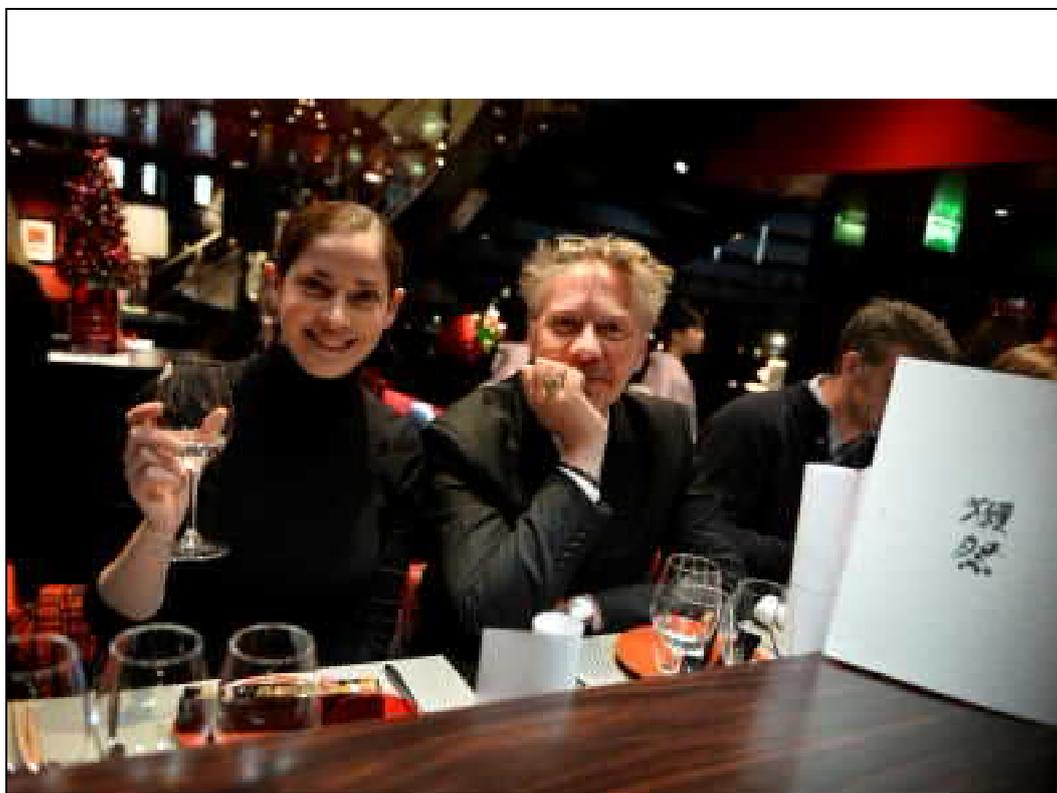
東京 そして 世界へ

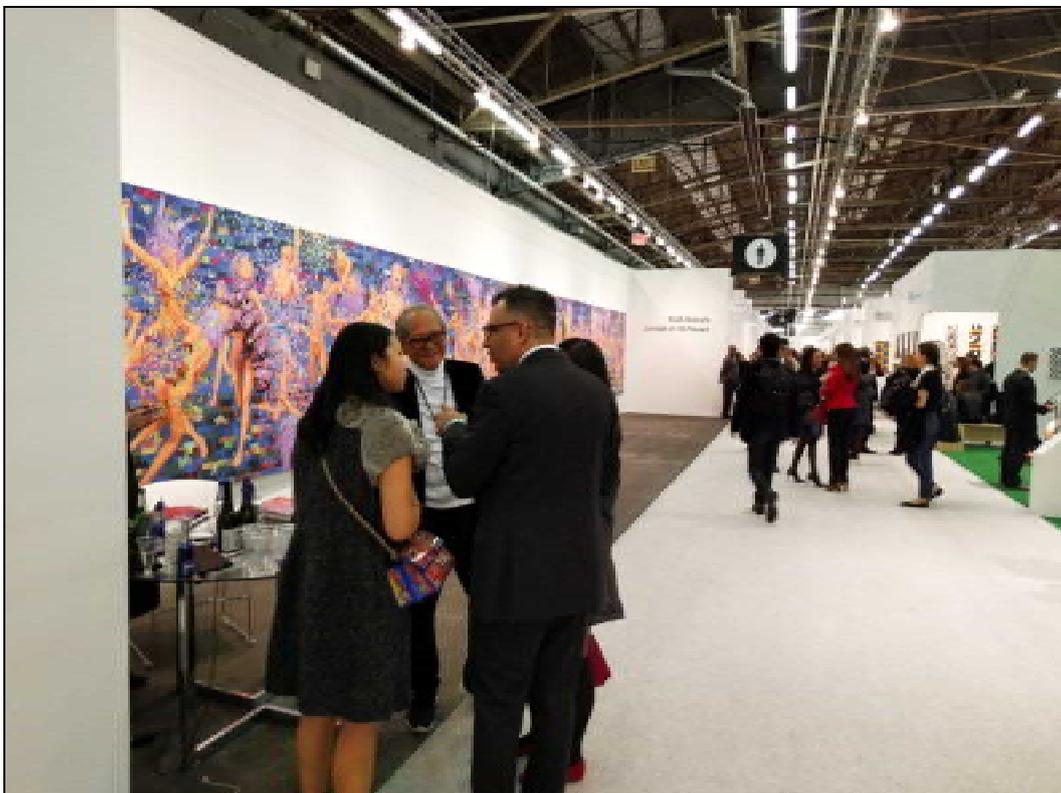
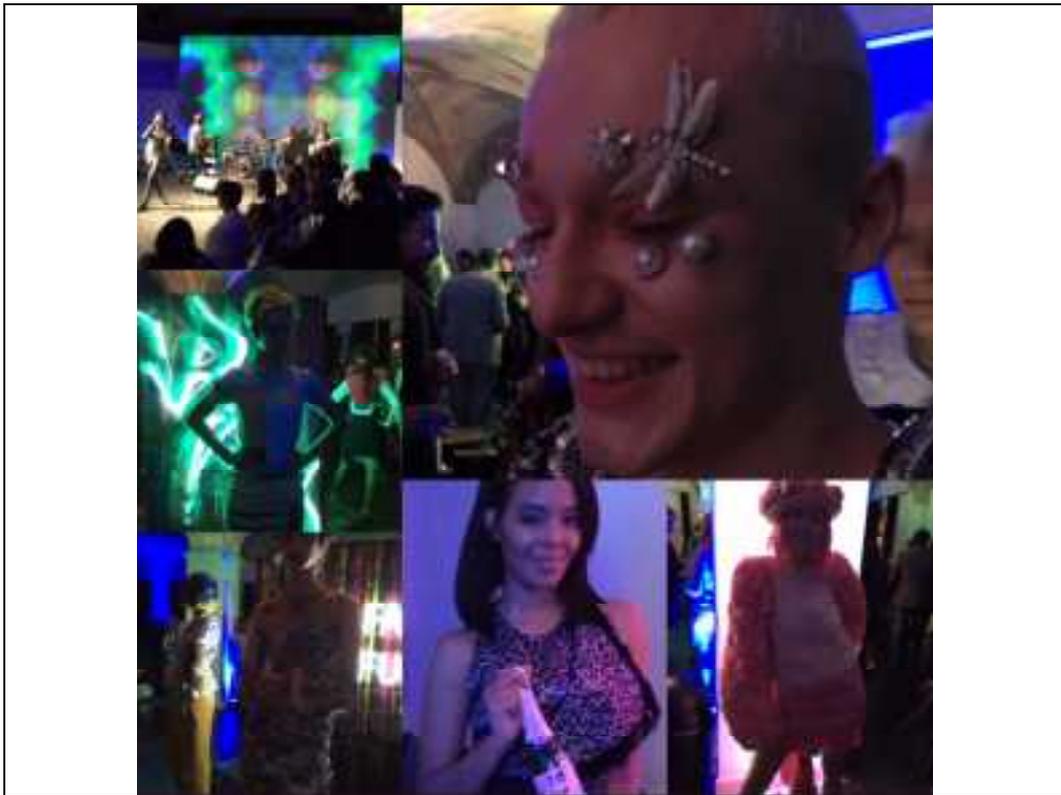


## 世界の中で 日本の文化的ポジションを造る

日本酒を、どう理解させるか  
(ワインの切り口でなく日本酒の土俵で)

### 獺祭の心を伝える







蔵元は、社会とともに。  
日本のそして世界中の、  
子ども達の未来のために。  
**ユネスコ支援  
プログラム実施中**

彌祭二割三分全シリーズについて、売上金の一部（1.8l/100円・720ml/50円・300ml/20円・180ml/15円）をユネスコ東北就学支援奨学金・世界寺小屋運動ネパール支援に寄付させていただきます。

旭酒造株式会社

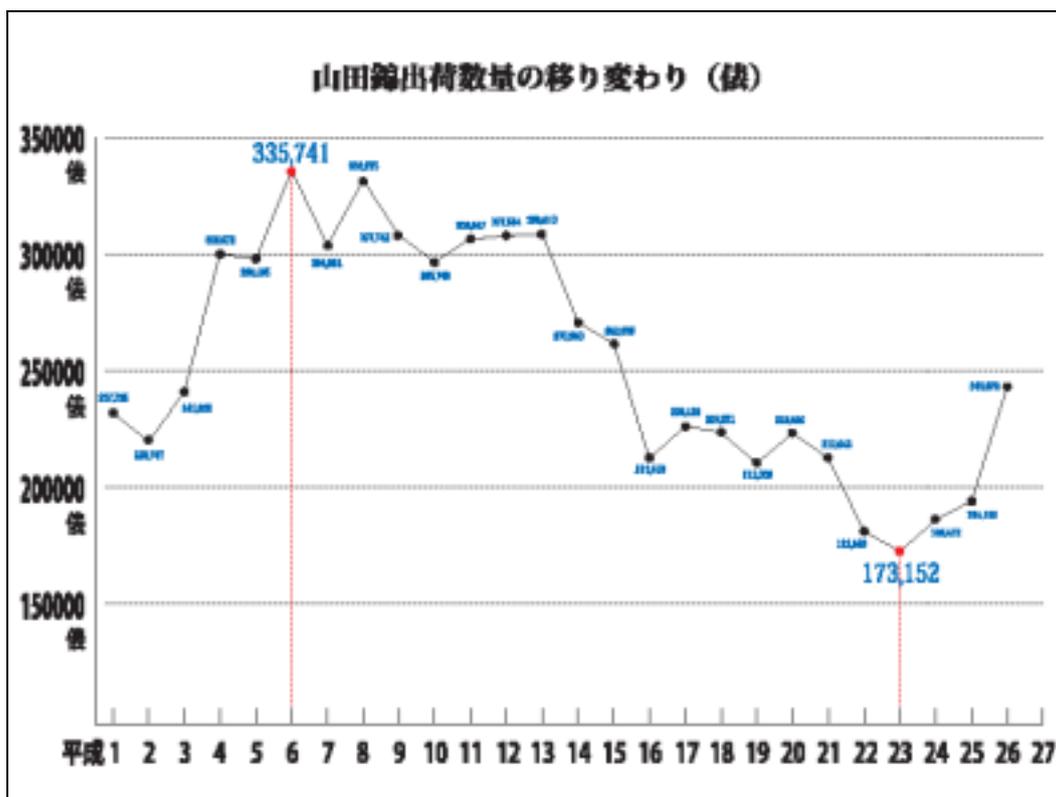
日本酒は日本の歴史と文化により  
洗練された素晴らしい酒

であるが故に

「**伝統の手法**」に固執することは弱点  
本当は日本酒に**伝統の手法**などない



## 村米契約







**山田錦62万俵越え**

**企業は社会とともに**

# 米国・NY・郊外・ハイドパーク





目次	
1. 高度専門職業人養成機能強化促進委託事業	・・・・・・・・P1～P2
2. 中央教育審議会大学分科会大学院部会（第82回）H29.10.31 資料1（～21100） 学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正について	・・・・・・・・P3～P9
3. 中央教育審議会大学分科会（第139回）H29.12.15 資料3 専門職大学院設置基準等の改正について	・・・・P10～P23
4. 経営系大学院機能強化検討協力者会議 資料	・・・・P24～P32

## 高度専門職業人養成機能強化促進委託事業

平成25年度予算：0.6億円（第1期）

**【課題】**

「日本経済総合2014—第4次産業革命に向けて—（平成20年0月2日閣議決定）」中「高度専門職大学院ワーキンググループの報告書等において、**若年人口急減を招いた少子化が、持続可能な成長を実現するためには、国・企業・人の高度な専門性を涵養する必要がある**とあり、**高度専門職業人養成機能強化促進委託事業**が実施されている。

**【事業概要】**

日本経済総合2014—第4次産業革命に向けて—（平成20年0月2日閣議決定）「産業」

- 高度専門職大学院ワーキンググループの報告書等において、若年人口急減を招いた少子化が、持続可能な成長を実現するためには、国・企業・人の高度な専門性を涵養する必要があるとあり、高度専門職業人養成機能強化促進委託事業が実施されている。
- 高度専門職大学院ワーキンググループの報告書等において、若年人口急減を招いた少子化が、持続可能な成長を実現するためには、国・企業・人の高度な専門性を涵養する必要があるとあり、高度専門職業人養成機能強化促進委託事業が実施されている。

平成25年度予算で実施する若年人口急減を招いた少子化が、持続可能な成長を実現するためには、国・企業・人の高度な専門性を涵養する必要があるとあり、高度専門職業人養成機能強化促進委託事業が実施されている。

平成25年度予算で実施する若年人口急減を招いた少子化が、持続可能な成長を実現するためには、国・企業・人の高度な専門性を涵養する必要があるとあり、高度専門職業人養成機能強化促進委託事業が実施されている。

**ビジネス・MOT分野のコアカリキュラム等の編成・改善**

平成25年度予算で実施されたコアカリキュラム等について、各専門職大学院の「コアカリキュラム」として、スタートアップの要素を持ってデザイン・アップする。

**成長分野や産業界のニーズが高い分野のモデルとなる教育プログラムの開発**

平成25年度予算で実施された企業等に對する教育開発の成果等を活用し、成長分野や産業界のニーズが高い分野に對する教育プログラムを開発する。

平成25年度予算で実施された企業等に對する教育開発の成果等を活用し、成長分野や産業界のニーズが高い分野に對する教育プログラムを開発する。

## 各調査研究における事業内容

**ビジネス・MOT分野のコアカリキュラム等の編成・改善**

- 筑波大学**  
経営系専門職大学院修士コース分野におけるコアカリキュラム等の編成・改善に関する調査研究  
ビジネス分野コアカリキュラム「実務能力」の観点から、日本経済連年の経済状況、一社社員として働くための教育開発やキャリア開発、またの経営系専門職大学院修士コース分野の専攻する経営系大学院修士コース分野コアカリキュラム「実務能力」の観点から、コアカリキュラムの編成・改善を行う。加えて、「ビジネス分野コアカリキュラム調査委員会」の調査結果に基づき、平成25年度委託事業の「コアカリキュラム」について調査的・比較的研究、改善策の提案、またその評価や改善策の実施状況を、日本の経営系大学院の教育開発の向上に資する学術的調査を実施する。
- 山口大学**  
経営系専門職大学院「MOT分野」におけるコアカリキュラムの編成・改善に関する調査研究  
成長分野や産業界のニーズが高い分野の「MOT分野」を中心とした「MOT分野」の調査・研究を実施し、経営系大学院修士コース「MOT分野」の調査・研究を実施し、コアカリキュラムの編成・改善に向けた改善策を提示する。その成果を「MOT教育コアカリキュラム調査委員会」に報告し、他の経営系専門職大学院に於いて活用を促す。

**成長分野や産業界のニーズが高い分野のモデルとなる教育プログラムの開発**

- 筑波大学**  
有識者会議と対話した「社会科学院ゲームデザイン・エンタテインメント育成プログラム」の開発事業  
「経営系大学院」の調査・研究結果を踏まえ、有識者会議と対話し、「実務能力」の観点から、必要となる教育開発プログラムを開発する。また、経営系大学院修士コース分野の調査・研究結果を踏まえ、「実務能力」の観点から、必要となる教育開発プログラムを開発する。また、経営系大学院修士コース分野の調査・研究結果を踏まえ、「実務能力」の観点から、必要となる教育開発プログラムを開発する。また、経営系大学院修士コース分野の調査・研究結果を踏まえ、「実務能力」の観点から、必要となる教育開発プログラムを開発する。
- 東京工業大学**  
高度システム化に関する教育プログラムの開発  
成長分野や産業界のニーズが高い分野の「高度システム化」に関する教育プログラムを開発する。事業開発委員会が全体の方針決定と成果検証を行い、「必要となる教育開発プログラム」の開発チーム「社会工学プログラム開発チーム」が、日本経済総合2014—第4次産業革命に向けて—の報告書等に基づき、コアカリキュラムと開発を行う。
- 香川大学**  
地方創生推進のための経営系専門職大学院教育機能強化事業—メディア・コンテンツ活用、国際化、ホストMBAプログラム、ケースメソッドを軸に—  
「メディア・コンテンツ活用」「国際化」「ホストMBAプログラム」を軸とした「経営系大学院」の調査・研究結果を踏まえ、「実務能力」の観点から、必要となる教育開発プログラムを開発する。また、経営系大学院修士コース分野の調査・研究結果を踏まえ、「実務能力」の観点から、必要となる教育開発プログラムを開発する。また、経営系大学院修士コース分野の調査・研究結果を踏まえ、「実務能力」の観点から、必要となる教育開発プログラムを開発する。
- 関西学院大学**  
エンタテインメント産業に對した「地方創生推進のための教育プログラム」の開発  
高度システム化に関する教育プログラムを開発する。事業開発委員会が全体の方針決定と成果検証を行い、「必要となる教育開発プログラム」の開発チーム「社会工学プログラム開発チーム」が、日本経済総合2014—第4次産業革命に向けて—の報告書等に基づき、コアカリキュラムと開発を行う。

資料1「専修制  
の導入に関する  
経過報告書」  
（昭和49年8月）

学校教育法及び専門職大学院設置基準の一部改正について

1. 学校教育法の改正

○ 昭和48年8月に打ち上げられた本学「職大学院ローヤルプログラム」の発表会において、関係業界や職界団体の関係者など、本学「職大学院」の特色や組織・施設が若い者や女性の子供を輩出する「ハイパー・ボーイ」を設けることを希望されるべきであると発言を受け、専門職大学院の創設に際しては、専門職大学院も同様、専門士の養成が主たる目的とする「学校教育法の「専修制」を設ける関係業」を目的に創出し、設置の意向としたこと。（平成29年8月31日公表）

専修制導入の経緯（関係報告書）

職大（専修制）

学（職大）

○ 専門職大学院は、文部科学省の意向として設立し、その設置の準備が完了される段階から、1975年、「専修制」に関する事項を行うまでの間の期間中の導入を行う。教育委員会を構成し、及び関係し、進行中の報告の進捗状況を報告すること。

○ これを受け、専門職大学院設置基準の改正を以下の通り行った。

2. 専門職大学院設置基準の改正

（1）改正の経緯

①教育課程の形成方針

専門職大学院における教育課程の形成方針として、卒業生等との連携による実務能力の養成や、専攻に即する知識を取り入れ、地域を担う人材を育成するなどの目的を、当該地域の文化に即した教育課程の形成等の必要を認識し、そのための適切な条件の整備等に即する準備を進めたこと。（昭和49年）

（2）教育課程建設協議会

① 専門職大学院は、関係業界との連携により、教育課程を編成し、其の1/3以上は実務に即するものとし、教育課程建設協議会を設けるものとしたこと。（第1条の2第1項）

② 教育課程建設協議会は、その進捗を報告するものとしたこと。ただし、専攻別の特色その他の「専門職大学院」における教育の特色により異なることを認められる場合は、（2）の旨を置かないこととするものとしたこと。

③ 学長又は当該専門職大学院に置かれる副学長の責任とする他の他の職員（第1条の2第2項）

④ 当該専門職大学院の課程に修める職業に資している者又は当該職業に即する準備を行う者による其他のうち、当該課程の地域で活動するもの（第1条の2第3項）

⑤ 当該職業の発展に資し、職業に即する準備を行う者（第1条の2第4項）

⑥ 専攻別の特色等による、当該課程の特色その他の地域の風土等（第1条の2第5項）

⑦ 当該専門職大学院を置く大学の職員その他の職員以外の者であつて、当該課程の必要と認めらるる（第1条の2第6項）

⑧ 専攻別の特色等による、当該課程の特色その他の職業課程の編成に即する実務的な知識

⑨ 当該課程との連携による関係の産業その他の教育課程の養成に即する実務的な知識及びその養成等の整備に即する事項

（3）施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

5	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)
	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)
	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)
	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)
〇	〇	〇

(中略) 〇十九年度の事業計画(以下略) 〇十九年度の事業計画(以下略)

5	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)
	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)	(改定) 〇十九年度の事業計画(以下略)

<p>専門職大学院設置部分抜粋</p>	<p>2014年編第543号 平成26年9月22日</p>
<p>各 種 公 報 法 大 学 院 大学を設ける各地方公共団体の教育 公立大学出 入 の 規 程 及 大学を設ける各学校法人の規程等 大学を設ける各学校法人の規程等 全 部 通 用 規 程 等 各種道庁規程等 各種市町村規程等 各種教育委員会規程等 各種教育委員会規程等 各種教育委員会規程等 各種教育委員会規程等</p>	<p>大 学 科 学 院 次 官 戸 吉 一 英 (20160)</p>
<p>専門職大学院の専門職大学院の設置に資する学校教育法の 附則を改正する法附則の公布について(臨時)</p>	
<p>次の専門職大学院設置部分において、「学校教育法の一部を改正する法律(平成25年 法律第44号)」(以下「改正法」といふ。)を改正し、平成25年9月22日に公布 された、平成26年4月1日から施行されることとなり、平成26年9月22日に公布 された、これを改正し、「学校教育法の一部を改正する法律」の施行に資する の趣旨に資する法律(平成26年法律第22号)、「改正法」(「改正法」といふ。)が 平成26年9月1日に、下の条を以て改正する学校教育法(平成26年9月8日に公布され、 以下「学校教育法」といふ。)が公布されたこととなり、 これらの改正の制定・改正の趣旨、趣意及び所要事項は下記のとおりであり、 この旨に資するものである。その趣意は以下のとおりであることとなり、 以下、趣意を記載する。</p>	

<p>専門職大学院設置部分抜粋</p>	<p>2014年編第543号 平成26年9月22日</p>
<p>各 種 公 報 法 大 学 院 大学を設ける各地方公共団体の教育 公立大学出 入 の 規 程 及 大学を設ける各学校法人の規程等 大学を設ける各学校法人の規程等 全 部 通 用 規 程 等 各種道庁規程等 各種市町村規程等 各種教育委員会規程等 各種教育委員会規程等 各種教育委員会規程等 各種教育委員会規程等</p>	<p>大 学 科 学 院 次 官 戸 吉 一 英 (20160)</p>
<p>専門職大学院の専門職大学院の設置に資する学校教育法の 附則を改正する法附則の公布について(臨時)</p>	
<p>次の専門職大学院設置部分において、「学校教育法の一部を改正する法律(平成25年 法律第44号)」(以下「改正法」といふ。)を改正し、平成25年9月22日に公布 された、平成26年4月1日から施行されることとなり、平成26年9月22日に公布 された、これを改正し、「学校教育法の一部を改正する法律」の施行に資する の趣旨に資する法律(平成26年法律第22号)、「改正法」(「改正法」といふ。)が 平成26年9月1日に、下の条を以て改正する学校教育法(平成26年9月8日に公布され、 以下「学校教育法」といふ。)が公布されたこととなり、 これらの改正の制定・改正の趣旨、趣意及び所要事項は下記のとおりであり、 この旨に資するものである。その趣意は以下のとおりであることとなり、 以下、趣意を記載する。</p>	



**II. 改正方針**

**1) オペルカシエラに関する教員採用及び改正の経緯**

○専門職大学院設置の動向に付いては、専門職大学院での教育に専念する教員を一定数確保することで教育の質を担保する必要があることから、専門職大学院に必要とされる教員は、卒業に必要とされる教員数を満たすことが必要とし、さらに、専門職大学院は、修士課程及び博士課程の教員採用の枠でもないことから、専門職大学院に必要とされる教員は修士課程及び博士課程に必要とされる教員数に満たすことが必要とされた。

○専門職大学院設置の必要性については、一定数の教員確保は困難な見込みとなり得ることや、平成11年に実施された専門職大学院等について専門職大学院に併存することを要請して、専門職大学院に必要とされる教員を確保することや、設置促進のための特別措置として、10月1日付に、専門職大学院に必要とされる教員数の8割(1名)では、修士課程・修士課程において必要とされる教員数に満たすことができた。また、併存促進策の観点から、専門職大学院設置を促した者が修士課程設置に連動して併存していることも前提として、併存促進策に必要とされる教員数については、専門職大学院に必要とされる教員数を含めて算入することとなった。

〈併存促進策については10月1日付の特別措置も併せて併存として専門職大学院に必要とされる教員の中で計算することが認められた。〉

○専門職大学院の教員は研修の一定の機会を得ることにより、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、卒業との連携や卒業生が育つことについて、各教育機関としての連携が図られているとの指摘がある。

○このように他の機関との教員確保が分析されたことにより、併存の枠で専門職大学院との教員確保における連携が促進されること、教育者の役割が明確になり、学位取得専門職大学院に専念する機会を創出することなど、専門職大学院の設置促進が教育士法等を併用して併存することによって図れない側面がある。

○特に併存大学院や研修大学院、協定大学院など、職業関係は関係する専門職大学院については、中央教育審議会からの委員公募でも学部教員との連携が不可欠であるといった指摘がなされているものの、実行計画では教員確保が分析されていることから、連携で図る取組は効果がある。

○本制度改正が実施されるれば、卒業生者に対して専門職大学院で行なわれている別の学位取得の教員採用等を認めることができる。専門職大学院のみならず、学位取得の目的も異なる見解である。

○その他、現在でも専門職大学院の教員が兼任する学部に付いては併存策として授業料減免することは一時的に行われているが、両学部間の兼任教員ではないため、兼任のオペレーターとして卒業の準備に併存することと同様となっており、また大学の併存は、専任教員でなければ卒業の要件を満たすことができないとしていることもある。

○また、卒業要件のオペレーターとして高経歴専任職職人養成を掲げていることを踏まえ、併存促進から専門職大学院への移行を検討している大学もあるが、併存促進では教員確保が学部と分析されるとの懸念があることから併存は検討する例も存在する。

○なお、既に併存促進は併存促進の研修者について、教育の教育員数の確保に必要ないよう確保する準備が図られていることや、併存の学位取得の要件はより、併存に併存促進策から実施される「学位取得促進策」を参照し、併存促進の併存に併存する本格的な準備や併存促進の併存に併存する準備を講ずる(平成11年4月施行)ことから、併存の併存促進の併存による教育の確保に併存するは併存促進されることとなった。

○今後、学生の進路が変化して併存促進が併存促進に必要とされるには、併存、入試などの併存促進策を向上させる必要があり、併存促進促進策のためには併存促進促進策である専門職大学院設置のより一時的な実施促進が求められる。これらの実施を行うことにより、専門職大学院の併存促進及び併存促進も並行的な教育の奨励には併存促進促進の併存に併存することが望まれる。



神戸大学大学院経済学部の改正について（案）【概要】

①経済学分野に属する各専門職名の改訂後の教育担当者の概要

以下、新設科目に属する各専門職（以下「専門職」と記載）の概要を、各専門職の教育担当者の概要を併せて記載する。なお、改訂後の教育担当者の概要については、改訂後の教育担当者の概要を併せて記載する。なお、改訂後の教育担当者の概要については、改訂後の教育担当者の概要を併せて記載する。

②改訂後の教育担当者の概要

以下、改訂後の教育担当者の概要を併せて記載する。なお、改訂後の教育担当者の概要については、改訂後の教育担当者の概要を併せて記載する。

③改訂後の教育担当者の概要



2. 経済学大学院の入学希望者に属する改訂について

1. 経緯

○経済学大学院の入学希望者に属する改訂については、平成29年11月から7月にあたり、経済学大学院の入学希望者について協議が行われていた。協議の結果、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。

①経済学大学院の入学希望者と学部の責任者の役割（ダブルトラック）を一定期間おける変更期間とする。

②入学希望者の中には、経済学大学院以外の学部から入学希望者となることを求める場合がある。

○経済学大学院の入学希望者と学部の責任者の役割を兼ね、学部長に属する改訂については、協議の結果、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。

○一方、入学希望者の中には、経済学大学院以外の学部から入学希望者となることを求める場合がある。これを踏まえ、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。

II. 改訂方針

1.1 入学希望者に属する改訂後の教育担当者の概要

○経済学大学院の入学希望者に属する改訂については、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。

○経済学大学院の入学希望者と学部の責任者の役割を兼ね、学部長に属する改訂については、協議の結果、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。

経済学大学院の入学希望者	経済学大学院の入学希望者と学部の責任者の役割を兼ね、学部長に属する改訂については、協議の結果、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。
経済学大学院の入学希望者	経済学大学院の入学希望者と学部の責任者の役割を兼ね、学部長に属する改訂については、協議の結果、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。
経済学大学院の入学希望者	経済学大学院の入学希望者と学部の責任者の役割を兼ね、学部長に属する改訂については、協議の結果、経済学大学院の入学希望者に属する改訂の方向として、以下の方向性が示されている。



専門職大学院ワーキンググループ審議経過

- 【第1期】平成29年1月20日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第2期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第3期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第4期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第5期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第6期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第7期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第8期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第9期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第10期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第11期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第12期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第13期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第14期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第15期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第16期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第17期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第18期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第19期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他
- 【第20期】平成29年2月1日（水）  
 議題：(1) 専門職大学院ワーキンググループの設置について  
 (2) 専門職大学院ワーキンググループの役割に関する事項について  
 (3) 関係者との連携強化に関する事項について  
 (4) その他

中央教育審議会大学分科会大学院部会  
 専門職大学院ワーキンググループ委員名簿

委員総数：平成29年6月5日現在

- (正会員) 1名  
 宍 野 隆 富山大学経済学人文学部研究科准教授
- (準正会員) 1名  
 川 崎 大祐 大阪大学教育学・人文学部教育心理学センター長（教授）
- (専門会員) 10名  
 渡 野 亮 東京大学大学院教育学部研究科教授  
 大 竹 由希子 ロソカ基礎株式会社代表取締役兼大阪人間科学大学ワーキンググループ推進部長  
 井 上 賢 也 慶應義塾大学大学院法政学研究所教授  
 上 野 謙 山口大学経済学部の教授、大学院経済学研究所教授  
 杉 本 尚 関西大学大学院経済学研究所教授  
 野 田 美希子 和歌山大学経済学（教育実践学）大学院教育学部教授  
 野 田 美希子 和歌山大学経済学（教育実践学）大学院教育学部教授  
 中 山 健 大 京都大学大学院教育学部社会心理学専攻准教授、教授（院外  
 指導員）  
 前 田 卓 彦 千葉大学国際経営学専攻教授  
 村 岡 代 子 広島国際大学大学院心理科学部教授  
 菅 原 保 新潟大学大学院教育学部教育学・公共政策大学院教授

計 12名

中央教育審議会大学分科会  
 中央教育審議会大学分科会大学院部会  
 専門職大学院ワーキンググループ委員名簿

第9期中央教育審議会大学分科会  
大学院部会委員名簿

委員：平成29年2月18日報告  
臨時委員：平成29年5月28日報告

(委員) 3名  
有 信 達 弘 国立研究開発法人理化学研究所理事  
山 本 隆 東京大学総長  
宇 伏 幸 子 拓殖の未来大学学長

(臨時委員) 22名

天 野 玲 子 国立研究開発法人理化学研究所常務副所長  
井上 麗 子 九州大学名誉教授  
池 尾 泰 一 明治学院大学経済学部長教授、慶應義塾大学名誉教授  
岡 島 圭 一 東京大学大学院出願準備、産直技術開発研究所  
櫻 尾 哲 哉 学校法人山田学園副校長  
川 崎 敏 行 学校法人慶応義塾大学経済学系教授  
川 崎 和 重 日本郵政株式会社中央研究所学芸部長教授  
神 邊 文 彦 大阪大学薬学専攻、入試研究開発センター長、教授  
藤 本 博 彦 筑波大学大学院情報システム学専攻助教授  
藤 本 博 彦 慶應義塾大学理工学部教授  
藤 本 博 彦 シー・ブレイク・アソシエーツ・パブリック・リレーションズ株式会社  
代表取締役社長兼共同代表、公益社団法人経済同友会執行役  
常務委員兼部長  
青山学院大学大学院総合マネジメント学専攻研究科長、教授  
佐 賀 隆 夫 国立大学大学院人文学部研究科長  
徳 島 隆 夫 株式会社自立総合経営管理現代学院院長  
徳 島 隆 夫 株式会社自立総合経営管理現代学院院長  
谷 川 隆 夫 国立大学大学院マネジメント学専攻教授  
坂 本 隆 夫 慶應義塾大学大学院学術研究科教授  
本 庄 隆 夫 株式会社加藤システムセンター・アエロー、一般社団法人  
日本料理店団体連合会代表理事、技術委員会副会長兼理事兼  
副会長  
尾 上 裕 幸 一般入学制度、新学長（経営・学生、入学部副部長）  
藤 田 一 秀 広島大学大学院国際観光学専攻教授  
藤 田 一 秀 東北大学大学院工学部教授  
藤 田 一 秀 東北大学経済学、経営学  
藤 田 一 秀 東北工業大学経営学

附2.5表  
第9期中央教育審議会の委員名簿は平成29年3月29日

法科大学院等特別委員会審議経過

【第1回】

【第2回】 平成29年11月30日（水）  
議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について  
(2) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(3) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(4) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(5) その他

【第3回】 平成29年12月1日（月）

議案：(1) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(2) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(3) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(4) その他

【第4回】 平成29年12月1日（月）

議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について  
(2) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(3) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(4) その他

【第5回】 平成29年12月1日（月）

議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について  
(2) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(3) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(4) その他

【第6回】 平成29年12月1日（月）

議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について  
(2) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(3) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(4) その他

【第7回】 平成29年12月1日（月）

議案：(1) 中央教育審議会特別委員会の設置について  
(2) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(3) 法科大学院等特別委員会の設置について  
(4) その他

第9回中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿	
<p>会 員：平成29年4月12日発表 臨時委員：平成29年4月24日発表 特別委員：平成29年4月26日発表</p>	
(幹 事)	2名 有 田 隆 宏 岡山大学副学長(法科大学院)教授 青 野 遊 子 三鷹市役
(調査委員)	2名 藤 尾 山 亮 子 奈良大学副学長(法科大学院)教授 土 井 真 一 京都大学助学長(法科大学院)教授
(専門委員)	24名 藤 行 勉 早稲田大学大学院法政研究科教授 岸 上 三 郎 早稲田大学大学院法政研究科教授 野 村 上 郎 慶應義塾大学大学院法政研究科教授 矢 野 一 郎 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 大 倉 有 之 中央大学大学院法政研究科教授 岡 野 道 博 法政大学大学院法政研究科教授 佐 井 浩 治 早稲田大学 片 山 隆 也 慶應義塾大学大学院法政研究科教授 藤 田 大 輔 法政大学副学長(法科大学院)教授 古 川 昌 雄 法政大学法政研究科法政学専攻教授 本 村 貴 行 法政大学法政学専攻法政学専攻教授 新 井 佳 子 法政大学人文・社会科学部法政・法政学研究科教授 杉 山 豊 博 法政大学法政学専攻法政学専攻教授 藤 野 真 智 法政大学法政学専攻法政学専攻教授 佐 藤 武 史 法政大学大学院法政研究科教授 高 橋 真 馬 中央大学大学院法政研究科教授 幸 島 善 子 中央大学大学院法政研究科教授 長 谷 川 有 子 法政大学大学院法政研究科教授 日 吉 由 美 子 早稲田大学 松 下 啓 一 法政大学大学院法政研究科教授 丸 山 敬 全 早稲田大学 向 本 裕 孝 一橋大学大学院法政研究科教授

会 員 名 簿  
平成29年4月11日発表  
臨時委員名簿  
平成29年4月24日発表  
特別委員名簿  
平成29年4月26日発表

第9回中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿	
<p>会 員：平成29年4月12日発表 臨時委員：平成29年4月24日発表 特別委員：平成29年4月26日発表</p>	
(幹 事)	2名 有 田 隆 宏 岡山大学副学長(法科大学院)教授 青 野 遊 子 三鷹市役
(調査委員)	2名 藤 尾 山 亮 子 奈良大学副学長(法科大学院)教授 土 井 真 一 京都大学助学長(法科大学院)教授
(専門委員)	24名 藤 行 勉 早稲田大学大学院法政研究科教授 岸 上 三 郎 早稲田大学大学院法政研究科教授 野 村 上 郎 慶應義塾大学大学院法政研究科教授 矢 野 一 郎 慶応義塾大学大学院法政研究科教授 大 倉 有 之 中央大学大学院法政研究科教授 岡 野 道 博 法政大学大学院法政研究科教授 佐 井 浩 治 早稲田大学 片 山 隆 也 慶應義塾大学大学院法政研究科教授 藤 田 大 輔 法政大学副学長(法科大学院)教授 古 川 昌 雄 法政大学法政研究科法政学専攻教授 本 村 貴 行 法政大学法政学専攻法政学専攻教授 新 井 佳 子 法政大学人文・社会科学部法政・法政学研究科教授 杉 山 豊 博 法政大学法政学専攻法政学専攻教授 藤 野 真 智 法政大学法政学専攻法政学専攻教授 佐 藤 武 史 法政大学大学院法政研究科教授 高 橋 真 馬 中央大学大学院法政研究科教授 幸 島 善 子 中央大学大学院法政研究科教授 長 谷 川 有 子 法政大学大学院法政研究科教授 日 吉 由 美 子 早稲田大学 松 下 啓 一 法政大学大学院法政研究科教授 丸 山 敬 全 早稲田大学 向 本 裕 孝 一橋大学大学院法政研究科教授

会 員 名 簿  
平成29年4月11日発表  
臨時委員名簿  
平成29年4月24日発表  
特別委員名簿  
平成29年4月26日発表

資料2 経済系大学院の権威強化計画(2017) 1402.13	資料3
資料	
「経済系大学院の権威強化計画」の骨子案、委員名簿 (2015年度)	
編者 第一 明海学院大学経済学部 教授、伊藤英樹 大卒 教授	
委員 第一 日本放送協会 取締役社長	
委員 武蔵 公益財団法人日本財団 理事長	
委員 野村 聖和 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授、委員長	
委員 小島 信博 マサチューセッツ大学大学院経営管理研究科 客員教授	
委員 小野山 俊 株式会社三井物産研究所 理事長	
委員 斎藤 隆則 第一生命保険株式会社 執行役員	
委員 田島 聖典 ヲムイ・オムイ共同証券株式会社 代表取締役社長	
委員 石川 真 東京経済大学大学院マネジメント研究科 教授	
委員 水山 啓 中外製薬株式会社 代表取締役会長、最高経営責任者	
委員 山村 隆徳 明治大学経営大学院グローバル・ビジネス研究科 教授	
委員 吉田 文 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授	
委員 小林 隆夫 京都大学大学院経済学専攻教授、教授	

資料3 経済系大学院の権威強化計画(2017) 1402.13	資料4
資料	
経済系大学院の権威強化計画に関する 主な検討課題・論点について(案) <u>〔赤字：これまでの議論等を踏まえ追加〕</u>	
<p><b>要項に当たっての基本認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の学部制の維持と併進して取り組みを進めていくことから、今後日本の経済産業を担っていくには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その成果を社会に還元していくことが必要である。また、その成果を社会に還元していくためには、その成果を社会に還元していくことが必要である。</li> <li>○ 従来の学部制の維持と併進して取り組みを進めていくことから、今後日本の経済産業を担っていくには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その成果を社会に還元していくことが必要である。</li> <li>○ 従来の学部制の維持と併進して取り組みを進めていくことから、今後日本の経済産業を担っていくには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その成果を社会に還元していくことが必要である。</li> <li>○ 従来の学部制の維持と併進して取り組みを進めていくことから、今後日本の経済産業を担っていくには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その成果を社会に還元していくことが必要である。</li> </ul>	
<p><b>要項の補足</b></p> <p>(1) 従来の学部制の維持と併進して取り組みを進めていくことから、今後日本の経済産業を担っていくには、国際第一水準の行政系大学院を創設し、その成果を社会に還元していくことが必要である。</p>	

中で「生態性教育」に取り組む。その一環として、編纂が期待していることは、編纂者、それに参加する関係者、人材育成を育むためのより実践的な教育という「教育のあり方」である。

・「日本の生態性教育」の現状は、他の国と比べて、生態性教育の普及は、まだ進んでいない。生態性教育の普及は、環境教育の普及と連動して進んでいく必要がある。

・また、他の国と比べて、環境教育の普及は、まだ進んでいない。生態性教育の普及は、環境教育の普及と連動して進んでいく必要がある。

・日本の生態性教育の現状は、他の国と比べて、生態性教育の普及は、まだ進んでいない。生態性教育の普及は、環境教育の普及と連動して進んでいく必要がある。



